

ホームページ 9月8日更新 しました。 服部社会保険労務士事務所で検索！



認証番号
090720

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成 22 年 9 月 増刊号



社会保険委託事業主の方へお知らせ 9月から社会保険料控除額が変わります

平成 22 年度社会保険標準報酬月額が決定しました。また、平成 22 年 9 月から厚生年金保険料率が改定されます。これに伴い 9 月分(翌月控除の事業所は 10 月分)より社会保険料控除額が変わります。 同封の控除額のお知らせをご確認ください。ご不明な点は当事務所までお問い合わせください。

厚生年金保険料率 ○9 月以降…1,000 分の 160.58 (被保険者負担 1,000 分の 80.29)
× 現 行…1,000 分の 157.04 (被保険者負担 1,000 分の 78.52)

※健康保険料率は変更ありません

ぜひお越しください!

平成22年度 事業主説明会のご案内

今年も鳥取県労働保険事務組合連合会による事業主説明会が、以下の日程・内容で開催されることになりました。事業主様、事務担当者の方、どうぞお気軽にご参加ください。

- と き 10月19日(火) 午後1時30分～3時30分
- ところ 米子コンベンションセンター 小ホール ※参加無料
- 内容 ①『雇用の安定のために』～各種助成金について～ 講師:鳥取労働局職員の方
②『労災事故対応のポイント』『書面契約でのトラブル防止』
講師:社会保険労務士 服部 昭(当事務所所長)

※参加ご希望の方は 9月28日(火)までに 当事務所までご連絡ください

9月の生活ホットニュースNo. 2

管理監督者 二つの判例

先頃 2 事業所から管理監督者についてのお尋ねがありました。

管理監督者に該当するかどうかは難しい問題です。最近の判例を二つ紹介しますので、考える上での参考にしてください。

①マクドナルド店長事件 (東京地裁H20.1.28 判決)

店長の管理監督者性が否定されたケースです。

この店長は、アルバイト等の採用や時給決定等の権限はあるが、人事考課の二次評価は別の上位者が行っていることなどから、労務管理の一端は担ってはいても労務管理について経営者と一体的な立場にあったとは言い難いとされました。

また、店舗の 36 協定（時間外・休日労働協定）締結権限を有し勤務シフト決定や次年度損益計画の作成などの権限はあるが店舗独自のものではない。結果、労働店舗運営において重要な職責を担ってはいるが、店舗内の事項に限られ、企業運営上の必要から経営者と一体的な立場で労働時間の枠を超えて事業活動を要請されるような重要な職責・権限はないとされました。

②日本ファースト証券事件（大阪地裁 H20. 2. 8 判決）

支店長の管理監督者性が認められたケースです。

30 名以上の部下を統括し、会社全体からみて事業経営上重要な上位の職責を担い、支店の経営方針を定め、中途採用者の採否決定権限を有し、係長以下の人事決定権限があり、降格昇格について相当な影響力を有している。

さらに、自身の出欠勤や労働時間管理は管理対象外。25 万円の職責手当を含め、月額 82 万円という賃金額は、支店長以下の職員に比べ格段に高いことなどから、経営者と一体的な立場にある管理監督者に該当するとされました。

最後に、行政解釈の基本となっている通達（s 22.9.13 発基 17・s 63.3.14 発基 150）の概要を紹介します。

- ①管理監督者とは、一般的には、部長・工場長等労働条件決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者をいう。名前にとらわれず実態に即して判断される。
- ②企業が人事管理上あるいは営業政策上の必要から任命する職制上のすべてが管理監督者と認められるものではない。
- ③職制上の役付者のうち、労働時間・休憩・休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務や責任を有し、現実の勤務態様も労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限り、管理監督者と認められる。
- ④管理監督者の範囲を決めるに当たっては、資格・職位の名称にとらわれず、職務内容・責任と権限・勤務態様に着目し、実態に基づき判断される。
- ⑤賃金等待遇面について。基本給・役付手当等で職位にふさわしい待遇がなされているか、ボーナス等が一般労働者と比して優遇措置が講じられているか等も留意される。優遇措置があっても、実態のない役付者は管理監督者には含まれない。
- ⑥スタッフ職については、企業内の処遇の程度によっては、管理監督者と同様に取り扱っても保護に欠けるおそれがないので、一定の範囲の者については、管理監督者として取り扱われる。